# 仕　様　書

| 品　名 | 食缶洗浄機 |
|---|---|

**仕　様**

◎ 以下の仕様の物品を納品すること

| | 性能・規格 |
|---|---|
| 電源 | 三相200V |
| 洗浄タンク容量 | 100L～138L |
| 総合消費電力 | 20.6kw以下 |
| 洗浄能力 | 30ラック/h～40ラック/h |
| 扉の形状 | フロントオープン式、フルオープン式 |

◎例示銘柄

| NO. | 製造メーカー | 品名 | 型番 |
|---|---|---|---|
| 1 | MIEKO | 食缶洗浄機 | FV250.2(H) |
| 2 | ウィンターハルター | 容器洗浄機 | UF-XL__PP　電気式 |
| 3 | ウィンターハルター | 容器洗浄機 | UF-XL__P　電気式 |
| 4 | HOBART | 食缶・器具洗浄機 | UXT |
| 5 | HOBART | 食缶・器具洗浄機 | UXTH |

〇既存品を撤去する際は、マニフェストを発行すること

**納　入　場　所**

埼玉県熊谷市板井1696
埼玉県立循環器・呼吸器病センター　厨房(栄養部)

**納　入　期　限**

令和　9　年　3　月　12　日（　金　）

※ただし、具体的な納入（搬入）日時は、担当者と調整を行うものとする（納入期限を納入（搬入）日とする場合もある）。

**納　入　条件等**

1　物品の搬入、据付及び調整に当たっては、納入場所の担当者の指示を受けること。
2　物品の搬入、据付及び工事・調整に要する経費は、受注者の負担とすること。
3　納品時の動作確認に必要な消耗品類を含めること。
4　搬入・設置に当たっては、不要となる現有品を撤去し、設置すること。
5　物品の搬入、据付及び調整の上、納入場所の担当者の立会、確認を受けること。
6　物品搬入時には当センターの機器、設備、建築物等に必要な養生を施すこと。
　納品時に当センターの機器、設備、建築物等に損害を与えた場合は、受注者の責任と費用負担により原状回復させること。
7　当該物品は、納入検査完了後1年間の品質不良、変質、その他隠された瑕疵について補修、交換、各種調整、トラブル対応に、無償で対応すること。
8　機器の取扱い、操作方法について、十分な説明、指導を行うこと。
9　搬入に際し、発生した梱包材料等は、持ち帰ること。
10 納品する物品は、新品であること。
11 その他不明な点は、納入場所の担当者の指示に従うこと。
12 搬入時における搬入車の停止位置および時期、時間については当センターの指示に従うこと。